

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公開（物品・役務等）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

物品役務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠規程及び理由	予定価格 (単位：円)	契約金額 (単位：円)	落札率	再就職の 役員の 数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
平成27年度 会計監査人との監査契約	契約担当役 独立行政法人日本スポーツ振興センター 理事長 大東和美 東京都港区北青山2-8-35	H28. 2. 15	新日本有限責任監査法人 東京都千代田区内幸町2-2-3	【会計規則第18条第4項：契約の性質又は目的が競争を許さない場合】 独立行政法人通則法第40条に基づき、文部科学大臣が選任した者であるため。	同種の他の契約の予定価格を類推されるおそれがあるため公表しない。	10,778,400	—	0	—	—	—	
戦略的の二国間スポーツ国際貢献事業（スポーツ・フォー・トゥモロー）「スポーツ団体によるスポーツイベント開催支援」	契約担当役 独立行政法人日本スポーツ振興センター 理事長 大東和美 東京都港区北青山2-8-35	H28. 2. 17	公益財団法人日本サッカー協会 東京都文京区本郷3-10-15	【会計規則第18条第4項：契約の性質又は目的が競争を許さない場合】 企画競争で選定された者との契約であるため。	同種の他の契約の予定価格を類推されるおそれがあるため公表しない。	14,906,000	—	0	公財	国所管	1	
スポーツ振興事業における広報・広告宣伝業務（BIG新規広告宣伝、販売促進素材の制作）	契約担当役 独立行政法人日本スポーツ振興センター 理事長 大東和美 東京都港区北青山2-8-35	H28. 2. 24	株式会社電通 東京都港区西新橋1-8-1	【会計規則第18条第4項：契約の性質又は目的が競争を許さない場合】 取引基本契約に基づく個別契約のため。	同種の他の契約の予定価格を類推されるおそれがあるため公表しない。	280,000,000	—	0	—	—	—	
スポーツ振興事業における広報・広告宣伝業務（平成28年度 toto年間施策）	契約担当役 独立行政法人日本スポーツ振興センター 理事長 大東和美 東京都港区北青山2-8-35	H28. 2. 24	株式会社電通 東京都港区西新橋1-8-1	【会計規則第18条第4項：契約の性質又は目的が競争を許さない場合】 取引基本契約に基づく個別契約のため。	同種の他の契約の予定価格を類推されるおそれがあるため公表しない。	100,000,000	—	0	—	—	—	
スポーツ振興事業における広報・広告宣伝業務（平成28年度 BIG年間施策（広告宣伝、販売促進に係る媒体出稿、制作等））	契約担当役 独立行政法人日本スポーツ振興センター 理事長 大東和美 東京都港区北青山2-8-35	H28. 2. 24	株式会社電通 東京都港区西新橋1-8-1	【会計規則第18条第4項：契約の性質又は目的が競争を許さない場合】 取引基本契約に基づく個別契約のため。	同種の他の契約の予定価格を類推されるおそれがあるため公表しない。	1,168,000,000	—	0	—	—	—	
第31回オリンピック競技大会（2016/リオデジャネイロ）レスリング・アスリート支援スタッフ用宿泊施設の手配契約	契約担当役 独立行政法人日本スポーツ振興センター 理事長 大東和美 東京都港区北青山2-8-35	H28. 2. 24	東武トップツアーズ株式会社 東京都新宿区西新宿7-5-25	【会計規則第18条第4項：契約の性質又は目的が競争を許さない場合】 オリンピック期間中、契約相手方が要件を満たす物件を確保しているため。	同種の他の契約の予定価格を類推されるおそれがあるため公表しない。	6,098,400	—	0	—	—	—	

物品役務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠規程及び理由	予定価格 (単位：円)	契約金額 (単位：円)	落札率	再就職の 役員 の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
平成28～平成30年度 国有財産の貸付契約	契約担当役 独立行政法人日本スポーツ振興センター 理事長 大東和美 東京都港区北青山2-8-35	H28. 2. 25	関東財務局東京財務事務所 東京都文京区湯島4-6-15	【会計規則第18条第5項及び契約事務取扱規程第24条第9号：都道府県及び市町村その他の公法人、公益法人等から直接に物件を買い入れ又は借り入れるとき】 当該土地の保有者でなければ履行できないため。	—	42,410,643	—	0	—	—	—	

※公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。